

第123期定時株主総会資料（交付書面非記載事項）

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社のコーポレートガバナンス体制

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

三菱ロジスネクスト株式会社

第123期定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」、「当社のコーポレートガバナンス体制」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.logisnext.com/jp/>）に掲載しております。

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、招集ご通知の報告事項に関する添付書類に記載のもののほか、「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」、「当社のコーポレートガバナンス体制」、「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。

1. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社取締役に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要 (2024年3月31日現在)

名称	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使の条件	権利行使期間
第3回新株予約権	34個	普通株式 34,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2014年9月6日から 2044年9月5日まで
第4回新株予約権	25個	普通株式 25,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2015年9月5日から 2045年9月4日まで
第5回新株予約権	20個	普通株式 20,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2016年9月3日から 2046年9月2日まで
第6回新株予約権	13個	普通株式 13,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2017年9月30日から 2047年9月29日まで
第7回新株予約権	10個	普通株式 10,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2018年8月25日から 2048年8月24日まで
第8回新株予約権	24個	普通株式 24,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2019年8月24日から 2049年8月23日まで
第9回新株予約権	23個	普通株式 23,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2020年8月22日から 2050年8月21日まで
第10回新株予約権	20個	普通株式 20,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2021年8月21日から 2051年8月20日まで
第11回新株予約権	22個	普通株式 22,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2022年9月10日から 2052年9月9日まで

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10年間に限り新株予約権を行使できるものとしております。
 - (2) 新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとしております。
2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株です。

(2) 当事業年度末日における当社取締役の新株予約権の保有状況

(2024年3月31日現在)

名 称	取締役（社外取締役を除く）	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第6回新株予約権	4個（4,000株）	1名
第7回新株予約権	4個（4,000株）	1名
第8回新株予約権	12個（12,000株）	2名
第9回新株予約権	4個（4,000株）	1名
第10回新株予約権	10個（10,000株）	3名
第11回新株予約権	18個（18,000株）	3名

(3) 当事業年度中に使用人等に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要及び交付した者の数

該当事項はありません。

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、取締役会において以下のとおり定めております。これに基づき、内部統制システムの適正な整備・運用に努めております。

2024年3月末日現在の基本方針は以下のとおりです。

(1) 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの法令順守、企業倫理の浸透を図るため、当社取締役会の決議により定めた「グループ倫理綱領」「グループコンプライアンス行動指針」を役員の行動規範としてこれを順守する。
- ② 当社においては原則として月1回、全取締役・全監査役出席のもと、取締役会を開催し、経営方針、年度計画、組織変更などの重要事項について決定する。また必要に応じ随時臨時取締役会を開催する。取締役会等を設置している子会社については、定期的にと取締役会等を開催し、重要事項を決定する。
- ③ 当社においては社外取締役を選任し、第三者的立場からの監視を受け、また、当社の経営に関する助言を得ることにより、取締役会の意思決定の妥当性を高める。
- ④ 当社においては原則として週1回、全常勤取締役並びに役付執行役員及び各室長・本部長、全常勤監査役が出席して開催する経営会議を設置し、日常の業務執行状況の監視並びに迅速かつ適正な意思決定等を図る。また、子会社においても、取締役と幹部社員が出席して定期的に開催する経営会議を設置する。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するために、当社グループの財務報告に係る内部統制システムを整備・構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- ⑥ 子会社を内部監査部門の監査対象とし、当社グループの業務の適正を図る。
- ⑦ 内部通報システムとして当社グループの使用人等を通報対象者とするヘルプラインを設置し、当社グループの法令順守上、疑義のある情報の入手に努めコンプライアンス経営に反映する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定並びに職務執行等の際に作成した取締役会議事録、経営会議議事録並びに稟議書等の重要な文書や情報は、管理本部担当役員が承認した文書保存、情報管理に関する規程並びに業務分掌を定めた規程に基づき当該会議等を主管する部門が保存・管理し、取締役、監査役の閲覧に備える。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスク管理の方針、体制等について定める「グループリスク管理規則」に基づき、当社グループのリスク管理体制及び運営を整備し、当社のリスク・コンプライアンス委員会において、当社グループの重大リスクを統括的に管理する。
- ② 当社グループの組織構造的並びに部署固有のリスク対策として個別規程、マニュアル、手順書等を整備し、運用を図るとともに、教育・研修等を実施し、リスク管理を行う。
- ③ 当社グループにおいて重大なリスクが顕在化した場合には「危機管理規則」に従い報告・情報伝達を行うとともに必要な体制を編成し、当社グループの損失の極小化を図る。

(4) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は取締役が経営方針・経営戦略に関する重要事項の策定に注力できるよう、基本的に執行役員が業務執行を行い、執行役員に担務を設定し、職務執行の分担を図る。
- ② 当社及び子会社の取締役及び当社の執行役員の職務執行の効率化を支える統制環境を確保するため、当社グループにおいて組織、業務分掌、職務権限、決裁基準等を定めた経営に関する基本規程を定め、更に下位規程類の整備を推進し、効率的な業務推進体制を構築する。
- ③ 当社グループの業務全般において、情報セキュリティ面の一層の強化を図りながら、IT化を推進し、職務執行の効率化を図る。

(5) 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「グループ倫理綱領」「グループコンプライアンス行動指針」に基づき法令、定款、並びに社会規範順守の啓蒙を継続して行い、当社グループの全使用人の行動規範として、徹底を図る。
- ② 社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を原則として四半期に1回開催し、全社のコンプライアンスに関する方針・施策を決定する。また全部長で構成するコンプライアンス連絡会を四半期に1回開催し、情報の共有、展開を図るとともに、コンプライアンスに関する教育啓蒙活動を推進する。
- ③ 子会社においてもコンプライアンス委員会を設置、定期的を開催し、コンプライアンス施策に関する情報の当社グループでの共有、展開を図るとともに、コンプライアンスに関する教育、啓蒙活動を推進する。
- ④ 内部監査部門が、コンプライアンスの観点から、内部監査により当社グループの業務運営の状況を把握し改善のための提言を行う。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 経営会議等において担当執行役員より週間報告によって、子会社の状況報告を行う。
- ② 当社取締役と子会社の社長が出席し定期開催する報告会や、当社取締役等と子会社の各部門責任者が出席する実務レベルの定期会議において必要な報告を行う。
- ③ 「グループ会社管理規則」を制定し、子会社の規模等に応じた個別具体的な決裁・報告基準を設定し、この基準に基づき子会社から報告を行う。

(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する専任の使用人を監査役室に配置する。
- ② 補助使用人の経歴、能力等を考慮し、選任する。
- ③ 監査役室配属の使用人の人事考課については監査役の協議で行い、人事異動は監査役会の事前同意を得ることとする。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
 - a) 取締役が職務執行にあたって開催する重要な会議に監査役が出席することを保証し、監査役が重要な情報に直接触れる機会を確保する。
 - b) 監査役に各部門の月次報告等の閲覧を保証する。
 - c) 監査役の実務・取締役・使用人からのヒアリングの機会を確保し、更に代表取締役と全監査役との間で意見交換を行う。
 - d) 会社の損失に繋がると思われる事件、事象等が発見された場合には、速やかに取締役から監査役または監査役会に報告する。
- ② 子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - a) 当社内部監査部門、総務部門等は、定期的に当社監査役に対する報告会を開催し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告するとともに、監査役が出席する経営会議等において週間報告により担当執行役員から子会社の状況報告を実施する。
 - b) 内部通報システムとして当社グループの取締役・使用人等を通報対象者とするヘルプラインを設置しており、内部通報システムの担当部署は、内部通報の状況について、定期的に監査役に報告を行う。

(9) 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報に関する規程に、監査役への報告に関しても不利な取扱いを受けないことを保証することを明記している。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役の職務の執行に必要な年度予算を監査役室の年度予算として確保し、監査役会または監査役の要請に沿って費用処理する。
- ② 外部の専門家の活用や計画外の子会社往査等、監査役室の年度予算編成時に想定できなかった事態が生じた場合、当該事態に係る費用については監査役会または監査役からの要請に基づき、会社負担として処理する。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 原則として月1度、社長・管理本部担当役員・内部監査部門長等で構成し、常勤監査役が出席する内部統制会議を開催し、内部統制に関する情報の共有を図る。
- ② 定期的に監査役と会計監査人との意見交換を行う。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から「グループ倫理綱領」「グループコンプライアンス行動指針」を定め運用するとともに、関係機関とも情報交換を行う。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 損失の危険の管理に関する取組みの状況

- ① 当社グループでは、社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会（年4回開催）を推進機関として、コンプライアンスの徹底とリスクの管理・低減活動に取り組んでおります。また、これらの活動状況については、半期に1回、取締役会に報告しております。
- ② リスクマネジメントについては、「グループリスク管理規則」に基づき、期初に当社グループ全体のリスクの洗い出し・評価を行い、優先して対応すべきリスクを決定、アクションプランを作成し定期的にリスクの管理・低減活動に取り組んでおります。リスクが顕在化した場合は、「緊急時対応要領」に基づき、幹部緊急連絡網を通じて、社長をはじめとする経営幹部に直ちに報告がなされ、各関連部門が連携して迅速かつ適切に対応しております。
- ③ 広域災害等の緊急時には、「危機管理規則」に則り、緊急対策本部を立上げ人命及び地域社会の安全を確保するとともに、「事業継続計画」に則り、全部門が連携して被害・損失を最小化する体制を構築しております。また、各拠点のリスクサーベイを実施し、その評価結果を踏まえ計画的に耐震補強等の対策を推進しております。
- ④ 賠償責任、財物・利益、輸送等の事業運営上のリスクに対して、損害保険に加入しリスクヘッジしております。
- ⑤ 反社会的勢力排除として、社内規程を定め運用すると共に関係機関と定期的な情報交換を行い、必要に応じて反社会的勢力の調査を実施しております。

(2) 取締役及び使用人の職務執行における法令順守・適正性の確保に関する取組みの状況

- ① 取締役会は、法令または定款に定められた事項、株主総会の決議により委任された事項、重要な業務執行に関する事項などを決定するとともに、取締役及び執行役員等から定期的に職務執行状況についての報告を受け、取締役及び執行役員等の職務執行を適切に監督しております。
- ② 委員の過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、同委員会において取締役・執行役員等の人事及び報酬についての審議を行うことで、役員指名・報酬の決定に関する客観性と透明性を確保しております。

- ③ コンプライアンスについては、「三菱ロジスネクストグループ倫理綱領」「コンプライアンス推進社標準」に基づいたコンプライアンス推進体制のもと、当社役員及び従業員等にコンプライアンスの徹底を図っております。
- ④ 内部通報システムは、当社及び子会社にヘルプライン（通報窓口）を設置するとともに、ハラスメントの専門窓口を設置しており、通報内容は、社内規程に則り適切に処理しております。また、ビジネスパートナー向けの相談窓口を設置しており、問題の早期発見や改善措置に取組んでおります。

(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する取組みの状況

当社は、取締役の職務執行に係る重要書類について、文書管理に関する社内規程に基づき適切に保管及び管理し、取締役及び監査役の求めに応じて常時閲覧できるようにしております。

(4) 取締役及び使用人の職務執行における効率性確保に関する取組みの状況

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会による経営の監督・意思決定と執行役員による業務執行の機能分化を促進し経営効率の向上を図っております。
- ② 取締役会において、「取締役会規則」「経営会議規則」「稟議規則」を定め、取締役会及び経営会議における付議・報告基準を明確にしており、当該基準に基づき、適正な意思決定及び報告を行っております。
- ③ 取締役会がその役割・責務を果たすべく、より長期・戦略的な議論の充実を図ると同時に有効なモニタリングを確立するため、効率的かつ実効的な運営に見直しております。
- ④ 取締役会議事録・監査役会議事録の電子承認を導入し、適切に保管・管理しております。
- ⑤ 取締役会や経営会議等の会議運営にあたり、Web会議システムを利用し柔軟な会議運営を実現するとともに、資料のペーパーレス化を実施し効率性を高めております。

(5) 子会社管理に関する取組みの状況

- ① 当社子会社の経営管理については、国内・海外子会社について、グループ会社を管理する規程を制定し、運用しており、各種会合を定期的で開催し、経営陣幹部、各担当部門とグループ会社の意思疎通を図るとともに、グループ会社における経営上の重要事項について付議・報告を受けております。
- ② 当社の役員及び従業員をグループ会社の取締役・執行役員として派遣するとともに、海外においては地域統括会社を設置し傘下グループ会社のガバナンスと内部統制の強化に向けた取組みを行っております。
- ③ 内部監査部門によるグループ会社監査を実施し、グループ経営に対応したモニタリング活動を実施しております。

(6) 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

- ① 監査役は、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会、内部統制会議などの社内の重要会議に出席するほか、稟議書等の重要書類が回覧される仕組みにしており、監査の実効性を確保しております。
- ② 監査役は、取締役・執行役員・業務執行部門への定期ヒアリング、社外取締役も陪席する会長及び社長との意見交換会、会計監査人との情報交換、内部統制部門との情報や意見交換等を行い、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を図っております。
- ③ 内部通報制度により通報を受けた内容等は、監査役に対して速やかに情報共有しております。また、内部通報に関する規程に、通報を理由とした内部通報者への不利益な取扱いを禁ずる旨を明記し、周知・徹底しております。

4. 当社のコーポレートガバナンス体制

(1) 基本的な考え方

① コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「世界のあらゆる物流シーンで、お客様にソリューションを提供し続け、未来創りに貢献する」という企業理念を踏まえ、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、コーポレートガバナンスを実現いたします。

② コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、執行役員制度を導入することにより、取締役会による経営の監督・意思決定と執行役員による業務執行の機能分化を促進し経営効率の向上を図るとともに、社外取締役の活用及び監査役監査の充実により、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効性のあるコーポレートガバナンス体制の確立を目指します。

(2) 取締役会

① 取締役会の主な役割・責務

取締役会は、持続的な成長・企業価値の向上に資する中長期的な経営戦略を担う機関と位置付け、大局的見地から次に掲げる事項の決定と経営監督を行います。

- a) 法令または定款に定められた事項
- b) 株主総会の決議により委任された事項
- c) 重要な業務執行に関する事項

② 取締役会の構成

取締役会は、活発な審議と迅速な意思決定を実現すべく取締役10名以内とし、取締役の内複数名は当社の独立性基準を満たす独立社外取締役で構成します。また、取締役会は、取締役の知識・経験・専門性・資質・背景等のバランスを総合的に判断し、取締役会全体として、当社の企業価値向上により貢献できる人物で構成します。

(3) 監査役会

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として会社の監督機能の一翼を担い、取締役の職務の執行を監査することにより、企業価値創出を実現し、社会の信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制を確立する責務を負います。この責務を通じ、監査役は当社の意思決定の透明性・公正性を担保するとともに、取締役による経営判断の原則に則った迅速・果敢な意思決定を可能とする環境整備に努めます。

監査役会は、社外監査役の独立性と常勤監査役が保有する情報収集力を有機的に組み合わせて監査の実効性を高めるとともに、社外取締役との連携を確保し、情報の交換及び認識の共有を図ります。

(4) 指名・報酬諮問委員会

当社役員の指名及び報酬の決定に関して、その客観性及び適正性を確保するため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬諮問委員会を設置しています。指名・報酬諮問委員会は、取締役会長、取締役社長、社外取締役3名で構成し、当社の役員人事及び役員報酬の決定に関し、審議・検討し、その結果を取締役に答申いたします。当期は全7回の指名・報酬諮問委員会を開催し、役員の指名、報酬及び後継者計画に関する審議等を行いました。

(5) 取締役会長・取締役社長・執行役員

① 取締役会長

取締役会長は、取締役会議長として取締役会の適正な運営を担うとともに、業務執行における取締役社長の経営判断について助言を行います。

② 取締役社長

取締役社長は、当社グループの最高経営責任者として、グループ全体の業務執行を統括します。人格・見識ともに優れ、高いマネジメント能力、業務上の専門的知識及び豊富な経験を有するとともに、強いリーダーシップとグローバル思考によりグループ全体を牽引し、健全で透明性の高い経営を実現することができる人物といたします。

③ 執行役員

取締役会は、執行役員を選任し、担当職務を委嘱いたします。なお、当社は、取締役会長、取締役社長及び上席執行役員以上の役付執行役員を経営陣幹部として定義しています。

(6) 経営会議

① 経営会議の主な役割

経営会議は、機動的・効率的な業務執行に資するため、取締役会に付議する事項を含む業務執行全体について審議・意思決定を行います。

② 経営会議の構成

取締役会長、取締役社長、役付執行役員及び各室長・本部長で構成します。常勤監査役は、経営会議に出席して、適宜意見を述べます。

(7) リスク・コンプライアンス委員会

① リスク・コンプライアンス委員会の主な役割

リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスの推進・運営の最高機関で、グループ全体のリスク・コンプライアンス情報を統一管理し、方針・施策の決定、及び活動の推進・フォローを行います。原則四半期毎に開催し、取締役会に対してこれらの状況を半期毎に報告します。

② リスク・コンプライアンス委員会の構成

取締役社長を委員長として、各室長・本部長等で構成します。そのほか、リスク・コンプライアンス委員会には、アドバイザーとして取締役会長、常勤監査役が出席し適宜意見を述べます。

(8) サステナビリティ会議

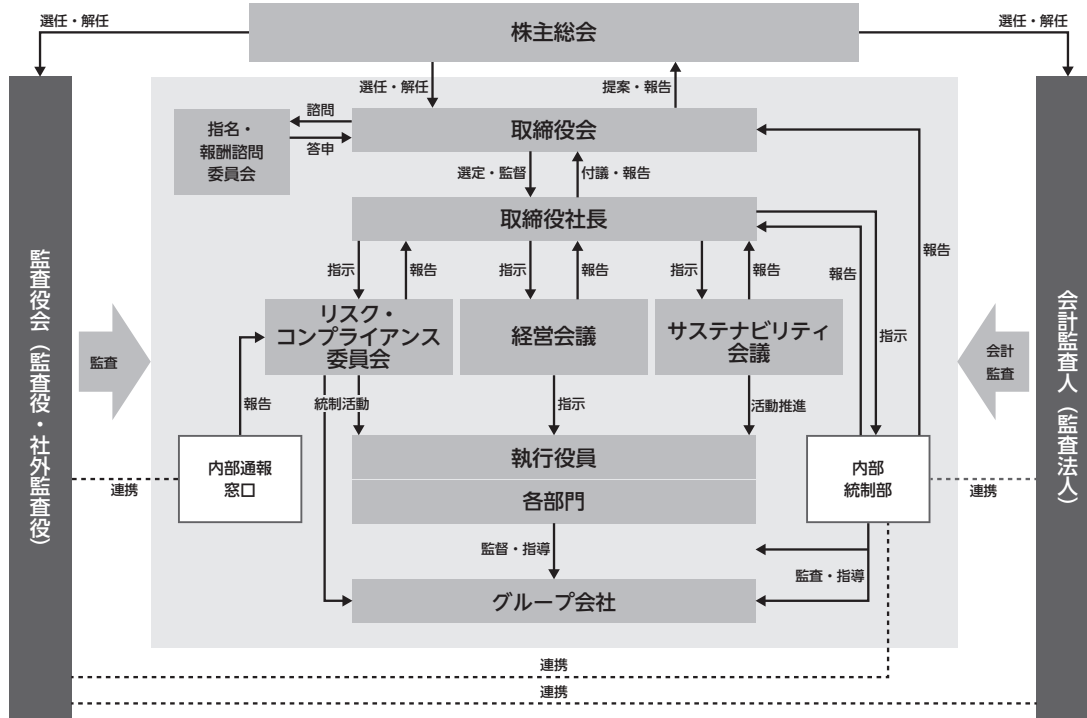
① サステナビリティ会議の主な役割

サステナビリティ会議は、当社グループのサステナビリティ活動の推進・運営の最高機関で、サステナビリティに関する取組み全体を統括し、方針・施策の決定、及び活動の推進・フォローを行います。原則年間3回開催し、取締役会に対してこれらの状況を半期毎に報告します。

② サステナビリティ会議の構成

取締役社長を議長として、取締役会長、各室長・本部長等で構成します。

コーポレートガバナンスの体制図



連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 57社

主要な連結子会社の名称

ロジスネクスト東京(株)

ロジスネクスト中部(株)

ロジスネクスト近畿(株)

三菱重工叉车(大連)有限公司

上海力至優叉车製造有限公司

優嘉力叉车(安徽)有限公司

三菱ロジスネクスト アジア パシフィック社

ロジスネクスト マニュファクチャリング タイランド社

三菱ロジスネクスト アメリカス グループ社

三菱ロジスネクスト アメリカス社

エクイップメント デポ社

三菱ロジスネクスト ヨーロッパ社

当連結会計年度より、三菱ロジスネクスト アメリカス(マレンゴ)社は、三菱ロジスネクスト アメリカス(ヒューストン)社(現社名:三菱ロジスネクスト アメリカス社)を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除いております。

三菱ロジスネクスト アメリカス社は、三菱ロジスネクスト アメリカス グループ社に商号を変更しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

物捷仕香港有限公司

ロジスネクスト インド社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は少額であり、かつ全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲より除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社の数 なし
- (2) 持分法を適用した関連会社の数 6社
主要な会社等の名称
北関東二チユ(株)
北関東TCM(株)
- (3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況
非連結子会社 4社、関連会社 3社
持分法を適用しない理由
各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
- (4) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものは、時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等は、移動平均法による原価法により算定しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 フォークリフトの製品及び販売部品は総平均法による原価法。その他の製品及び商品は個別法による原価法。
仕掛品 フォークリフトの仕掛品は総平均法による原価法。その他の仕掛品は個別法による原価法。
原材料及び貯蔵品 原材料は移動平均法または総平均法による原価法。貯蔵品は移動平均法による原価法または最終仕入原価法。

なお、棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）については定額法によっております。リース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 8～50年
機械装置及び運搬具 2～13年
工具、器具及び備品 2～10年

無形固定資産については定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等については財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、翌連結会計年度に支給される賞与見込額のうち、当連結会計年度の負担となる額を計上しております。

- ③ 役員賞与引当金
当社及び国内連結子会社は、役員賞与の支出に備えるため、翌連結会計年度における支給見込額のうち、当連結会計年度の負担となる額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末退職慰労金要支給額を計上しております。
- ⑤ 製品保証引当金
引渡後の製品保証費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の製品保証費用を見積り、計上しております。
- ⑥ 関係会社整理損失引当金
関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。
- (4) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (5) 退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員員の退職給付に備えるため、当社及び一部を除く連結子会社は当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、主として10年の定額法により発生した連結会計年度から費用処理を行うこととしております。
数理計算上の差異は、主として10年の定率法により発生した翌連結会計年度から費用処理を行うこととしております。
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (6) 重要な収益及び費用の計上基準
- ① 収益認識基準
当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。
ステップ1：顧客との契約を識別する。
ステップ2：契約における履行義務を識別する。
ステップ3：取引価格を算定する。
ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。
ステップ5：企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。
当社グループの事業は、主にフォークリフトを中心とした物流機器及び保守部品の生産・販売を国内及び海外で行っており、これらの事業に付随する関連商品及び保守部品の販売も含まれます。製品及びサービス等を提供するにあたり、複数の契約を締結している場合、各契約を結合し、取引価格を独立販売価格の比率で、それぞれの履行義務に配分し、収益を認識しています。取引価格の算定においては、顧客への約束した財またはサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で算定しております。製品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び販売奨励金などを控除した金額で測定しております。

主要な事業における主な履行義務及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

(製品)

製品にはフォークリフト・関連商品の販売等及び物流システムなどの財またはサービスに対する支配を契約期間にわたって顧客へ移転する工事契約が含まれます。

フォークリフト・関連商品の販売等については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

また、物流システムなどの財またはサービスに対する支配を契約期間にわたって顧客へ移転する工事契約については、契約ごとの総収益を算定し、履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定することにより、収益を認識しております。

進捗度は、履行義務の充足を描写する方法により測定しており、主に、一定の期間にわたり履行義務の充足のために発生した原価が、当該履行義務の充足のための予測される総原価に占める割合に基づき見積っております。

総原価の見積りは、顧客並びにサプライヤーとの契約において生じ得る以下の要因等により変動する可能性があります。

- ・製品の仕様変更
- ・工程遅延による追加原価
- ・計画に含まれていない突発事象の発生

取引の対価は、工事契約においては、契約上のマイルストーンにおいて概ね履行義務の充足の進捗に応じて受領しており、また、製品の販売、役務の提供については、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しております。

(アフターサービス)

アフターサービスには、保守部品の販売及び定期点検・メンテナンス等のサービスが含まれます。

保守部品の販売は、保守部品が顧客に検収された時点において顧客が当該保守部品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は保守部品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

定期点検・メンテナンス等のサービスは、サービスの提供が完了した時点、またはサービスの提供期間にわたって履行義務が充足されるに従って、収益を認識しております。完了報告書受領等の提供するサービスの完了条件は、顧客との契約や協定等によって決定されます。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね1年以内に受領しております。

(その他)

上記の(製品)に含まれない中古車等の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、個々の投資の実態に合わせ、20年以内の投資回収見込み年数で原則として均等償却しております。

4. 重要な会計上の見積り

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん 8,000百万円（ユニキャリア㈱取得時に発生したのれんです。）
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
上記ののれんについては減損の兆候があると判断しており、当期末において減損の認識の要否を検討するため、当該のれんを含む資産グループについて回収可能性を検討しております。
のれんを含む資産グループの回収可能価額を算出する際に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、市場の動向やシェアに基づく販売台数、販売価格、粗利率やPMI（ポスト・マージャー・インテグレーション）活動といった状況に応じ合理的と考えられる様々な要因を考慮して策定された実行可能な事業計画に基づいております。将来キャッシュ・フローの見積期間はのれんの残存償却期間である2年とし、各年度の将来キャッシュ・フローは、事業計画を基礎として算出しております。減損損失の認識の判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、のれんを含む資産グループの帳簿価額を超えることから、減損損失を認識しておりません。
当期の連結計算書類に計上している金額は、現時点において入手可能な情報に基づいて合理的に判断したものです。将来の予測不能な経営環境の変化等により、将来キャッシュ・フローが減少する場合は、のれんにかかる減損損失を計上する可能性があります。

5. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

在外子会社のリース事業に係る取引を金融取引として会計処理した負債について、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「その他有利子負債」として独立掲記することといたしました。

なお、前連結会計年度の「その他有利子負債」は「流動負債」が3,979百万円、「固定負債」が22,536百万円です。

前連結会計年度において、「流動負債」に表示しておりました「支払手形及び買掛金」は、支払手形の残高がないため、当連結会計年度より「買掛金」として表示することといたしました。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「補助金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|------------|
| (1) 有形固定資産減価償却累計額 | 173,625百万円 |
| (2) 金融取引として会計処理した資産及び負債の
連結貸借対照表計上額 | |
| 機械装置及び運搬具 | 45,586百万円 |
| その他有利子負債（流動） | 7,709百万円 |
| その他有利子負債（固定） | 40,665百万円 |
| (3) 担保に供している資産及び担保に対応する債務
該当事項はありません。 | |
| (4) 手形債権流動化に伴う買戻し義務額 | 3,118百万円 |
| (5) 輸出手形割引高 | 686百万円 |

(6) 財務制限条項

当社は、2017年3月24日付で、(株)三菱UFJ銀行をアレンジャーとする、その他8行によるシンジケート方式によるタームローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

本契約締結日またはそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における当社の貸借対照表における純資産額を、当該決算期の直前の決算期の末日における当社の貸借対照表における純資産額の50%以上に維持すること。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金（一年以内に返済する長期借入金を含む）12,000百万円です。

(7) 期末満期手形

期末日手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、連結会計年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。

受取手形	13百万円
電子記録債権	18百万円

7. 連結損益計算書に関する注記

事業構造改善費用

内訳は次のとおりです。

米州子会社内の組織再編等による人的費用及び諸費用	455百万円
欧州子会社内の組織再編等による人的費用及び諸費用	232百万円
欧州子会社内の組織再編等による減損損失	144百万円
中国子会社の組織再編等による人的費用	20百万円
計	853百万円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 106,739,013株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2023年6月28日開催の定時株主総会決議による配当

普通株式の配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の原資	利益剰余金
配当金の総額	960百万円
1株当たり配当額	9円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月29日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、基準日が当連結会計年度中のものに関する事項

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次の議案を付議することを予定しております。

普通株式の配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の原資	利益剰余金
配当金の総額	2,133百万円
1株当たり配当額	20円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

- (4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
 普通株式 321,000株

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資を、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定して運用しております。

受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、リース債権及びリース投資資産、短期貸付金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については適宜時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、短期間で決済されており、一部には材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、同じ外貨建売掛金残高の範囲内にあります。

借入金の用途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）並びに子会社株式取得資金を目的にしたものです。また、その他有利子負債の用途は、リース事業に係る設備投資資金（長期）を目的にしたものです。

なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
リース債権及びリース投資資産	14,032	13,734	△297
投資有価証券			
その他有価証券（*2）	5,302	5,302	—
資 産 計	19,335	19,037	△297
長期借入金（一年以内に返済する 長期借入金を含む）	122,402	122,398	△3
その他有利子負債	40,665	40,373	△292
負 債 計	163,068	162,771	△296
デリバティブ取引（*3）	△191	△191	—

(*1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、短期貸付金、買掛金、電子記録債務、短期借入金、その他有利子負債（流動）、未払金及び未払費用は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額169百万円）は、「その他有価証券」に含めておりません。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
其他有価証券	5,302	－	－	5,302
資 産 計	5,302	－	－	5,302
デリバティブ				
通貨関連	－	△191	－	△191

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
リース債権及びリース投資資産	－	13,734	－	13,734
資 産 計	－	13,734	－	13,734
長期借入金	－	122,398	－	122,398
その他有利子負債	－	40,373	－	40,373
負 債 計	－	162,771	－	162,771

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産の時価は、債権の回収期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローの見積額と無リスク金利に一定の調整を加えた利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式の時価は、活発な市場における相場価格を用いて評価しており、レベル1の時価に分類しております。

長期借入金（一年以内に返済する長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他有利子負債

その他有利子負債の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、主にフォークリフトを中心とした物流機器及び保守部品の生産・販売を国内及び海外で行っており、これらの事業に付随する関連商品及び保守部品の販売も含まれます。また、各事業の売上高は、製品450,533百万円、アフターサービス183,730百万円、その他16,677百万円となっております。

また企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益等が、50,828百万円となっております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準 ① 収益認識基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権	92,927百万円
契約資産	7,268百万円
契約負債	17,232百万円

当連結会計年度に認識した収益のうち、2023年3月31日現在の契約負債残高に含まれていたものは、12,994百万円です。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足または部分的に充足した履行義務から認識した収益の額には金額に重要性はありません。なお、顧客との契約に関する契約資産・契約負債に重要な変動はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末現在で当初の予想残存期間が1年を超える残存履行義務に配分された取引価格は223,481百万円です。このうち、翌連結会計年度に205,869百万円が収益として認識されると予想しております。

なお、主に当初の予想期間が1年以内の契約であるため、実務上の便法を適用し、当該開示には含まれておりません。これらは主に、フォークリフト・関連商品、保守部品の販売及び定期点検・メンテナンス等のサービスに関連するものです。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,094円53銭
1株当たり当期純利益	258円06銭

12. 追加情報

(固定資産の譲渡)

当社は、2024年3月21日開催の取締役会において、当社が所有する固定資産の譲渡を決議いたしました。概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡の理由

経営資源の有効活用による資産効率の向上を図るためです。

(2) 譲渡資産の概要

譲渡契約日 : 2024年3月28日

対象資産の種類（現況） : 土地及び建物

対象資産の所在地 : 京都府長岡京市勝竜寺

譲渡日 : 2024年4月12日

譲渡価格及び譲渡の相手先：譲渡先との取り決めにより、公表は控えます。なお、譲渡先と当社との間には記載すべき資本関係、人的関係、取引関係はありません。また、関連当事者取引にも該当しません。

(3) 損益に与える影響

当該固定資産の譲渡に伴い、翌連結会計年度において約57億円の固定資産売却益を特別利益として計上する予定です。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金は移動平均法による原価法により算定しております。その他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のもは時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法により算定しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 フォークリフトの製品及び販売部品は総平均法による原価法。その他の商品及び製品は個別法による原価法。

仕掛品 フォークリフトの仕掛品は総平均法による原価法。その他の仕掛品は個別法による原価法。

原材料及び貯蔵品 原材料は移動平均法または総平均法による原価法。貯蔵品は移動平均法による原価法または最終仕入原価法。

なお、棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産 定額法によっております。

(リース資産を除く)

無形固定資産 定額法によっております。

(リース資産を除く)

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等については財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、翌事業年度に支給される賞与見込額のうち、当事業年度の負担となる額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、翌事業年度における支給見込額のうち、当事業年度の負担となる額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務費用については、10年の定額法により発生した事業年度から費用処理を行うこととしております。数理計算上の差異については、10年の定率法により発生した事業年度の翌事業年度から費用処理を行うこととしております。

⑤ 製品保証引当金

引渡後の製品保証費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の製品保証費用を見積り、計上しております。

⑥ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

⑦ 関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当社の事業は、主にフォークリフトを中心とした物流機器及び保守部品の生産・販売を国内及び海外向けに行っており、これらの事業に付随する関連商品及び保守部品の販売も含まれます。製品及びサービス等を提供するにあたり、複数の契約を締結している場合、各契約を結合し、取引価格を独立販売価格の比率で、それぞれの履行義務に配分し、収益を認識しています。取引価格の算定においては、顧客への約束した財またはサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で算定しております。製品の販売から生じる収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び販売奨励金などを控除した金額で測定しております。

主要な事業における主な履行義務及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。

(製品)

製品にはフォークリフト・関連商品の販売等及び物流システムなどの財またはサービスに対する支配を契約期間にわたって顧客へ移転する工事契約が含まれます。

フォークリフト・関連商品の販売等については、原則として、検収時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されることから、当該時点において収益を認識しています。国内向けのフォークリフト・関連商品の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時点までの期間が、通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。海外向け販売についても、支配が顧客に移転して履行義務が充足される時点で収益を認識しております。

また、物流システムなどの財またはサービスに対する支配を契約期間にわたって顧客へ移転される工事契約については、契約ごとの総収益を算定し、履行義務の完全な充足に向けての進捗度を測定することにより収益を認識しております。

進捗度は、履行義務の充足を描写する方法により測定しており、主に、一定の期間にわたり履行義務の充足のために発生した原価が、当該履行義務の充足のための予測される総原価に占める割合に基づき見積っております。

総原価の見積りは、顧客並びにサプライヤーとの契約において生じ得る以下の要因等により変動する可能性があります。

- ・製品の仕様変更
- ・工程遅延による追加原価
- ・計画に含まれていない突発事象の発生

取引の対価は、工事契約においては、契約上のマイルストーンにおいて概ね履行義務の充足の進捗に応じて受領しており、また、製品の販売、役務の提供については、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しております。

(アフターサービス)

アフターサービスには、保守部品の販売及び定期点検・メンテナンス等のサービスが含まれます。

保守部品の販売は、保守部品が顧客に検取された時点において顧客が当該保守部品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は保守部品が顧客に出荷された時点で収益を認識しております。

定期点検・メンテナンス等のサービスについては、サービスの提供が完了した時点、またはサービスの提供期間にわたって履行義務が充足されるに従って、収益を認識しております。完了報告書受領等の提供するサービスの完了条件は、顧客との契約や協定等によって決定されます。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね1年以内に受領しております。

(6) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、個々の投資の実態に合わせ、20年以内の投資回収見込み年数で原則として均等償却しております。

2. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 重要な会計上の見積り

(1) のれん

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん 8,000百万円 (ユニキャリア^(株)取得時に発生したのれんです。)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

①の金額の算出方法等は、「連結注記表、4. 重要な会計上の見積り」の内容と同一です。

(2) 関係会社株式

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 (三菱ロジスネクスト ヨーロッパ社) 33,867百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

関係会社株式については、子会社及び関連会社の財政状態の悪化により実質価額が50%以上低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理することとしております。

三菱ロジスネクスト ヨーロッパ社の株式の実質価額は、事業価値から非事業資産 (現金及び預金) 及び有利子負債を控除した株式価値により算定しております。事業価値は、市場の動向やシェアに基づく販売台数、販売価格、粗利率やPMI (ポスト・マージャー・インテグレーション) 活動といった状況に応じ、合理的と考えられる様々な要因を考慮して策定された実行可能な事業計画及び中期経営計画に基づき見積りを行った将来キャッシュ・フローを、独立した外部専門家により算出された割引率を用いて算定しております。なお、中期経営計画を超える期間の各年度の将来キャッシュ・フローは、事業計画及び中期経営計画を基礎として算出しております。

当事業年度において、上記に基づき関係会社株式を評価した結果、関係会社株式にかかる評価損は計上しておりません。

当期の計算書類に計上している金額は、現時点において入手可能な情報に基づいて合理的に判断したのですが、期末日において帳簿価額が実質価額を上回っており、将来の予測不能な経営環境の変化等により、関係会社株式の実質価額が減少する場合は、関係会社株式にかかる評価損を計上する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	56,268百万円
関係会社に対する長期金銭債権	435百万円
関係会社に対する短期金銭債務	12,793百万円
関係会社に対する長期金銭債務	76,778百万円
(2) 有形固定資産減価償却累計額	33,188百万円
(3) 手形債権流動化に伴う買戻し義務額	3,118百万円
(4) 輸出手形割引高	686百万円
(5) 財務制限条項	

当社は、2017年3月24日付で、(株)三菱UFJ銀行をアレンジャーとする、その他8行によるシンジケート方式によるタームローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

本契約締結日またはそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における当社の貸借対照表における純資産額を、当該決算期の直前の決算期の末日における当社の貸借対照表における純資産額の50%以上に維持すること。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当事業年度末においては、長期借入金（一年以内に返済する長期借入金を含む）12,000百万円です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
関係会社に対する売上高	152,535百万円
関係会社からの仕入高他	16,938百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	1,608百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	79,275株

7. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社です。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
貸倒引当金		0百万円
賞与引当金		711百万円
製品保証引当金		444百万円
未払事業税		112百万円
退職給付引当金		2,989百万円
投資有価証券評価損		34百万円
関係会社株式評価損		1,315百万円
関係会社出資金評価損		2,537百万円
関係会社事業損失引当金		452百万円
土地評価減		1,525百万円
試験研究費		770百万円
減価償却超過額		262百万円
その他		578百万円
繰延税金資産	小計	11,738百万円
評価性引当額		△3,700百万円
繰延税金資産	合計	8,037百万円

繰延税金負債

買換資産圧縮積立金		5百万円
固定資産圧縮積立金		14百万円
その他有価証券評価差額金		1,036百万円
資本連結による評価差額		1,481百万円
その他		1,071百万円
繰延税金負債	合計	3,608百万円
繰延税金資産の純額		4,428百万円

(注) 評価性引当額が前事業年度と比較し2,267百万円減少しております。この主な内容は、清算中の連結子会社の関係会社評価損等に係る評価性引当額2,399百万円の減少によるものです。

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取 引 内 容	取引金額	科 目	期末残高
親会社	三菱重工業(株)	直接 64.61	営業取引 原材料の購入 資金の借入	利息の支払	440	長期借入金	76,778

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、返済条件は期間10年としております。なお、担保は提供しておりません。

(2) 子会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取 引 内 容	取引金額	科 目	期末残高
	ロジスネクスト東北(株)	直接 100.0	当社製品の販売	営業取引 産業車両・物流システム・その他の販売	6,585	売掛金	2,414
	ロジスネクスト東京(株)	直接 100.0	当社製品の販売	営業取引 産業車両・物流システム・その他の販売	21,946	売掛金	9,230
				賃貸料収入等	102	未収入金	397
	ロジスネクスト中部(株)	直接 100.0	当社製品の販売	営業取引 産業車両・物流システム・その他の販売	15,917	売掛金	6,239
	ロジスネクスト近畿(株)	直接 100.0	当社製品の販売	営業取引 産業車両・物流システム・その他の販売	17,132	売掛金	6,493
	ロジスネクスト中国(株)	直接 100.0	当社製品の販売	営業取引 産業車両・物流システム・その他の販売	7,624	売掛金	3,169
	ロジスネクスト九州(株)	直接 100.0	当社製品の販売	営業取引 産業車両・物流システム・その他の販売	11,266	売掛金	4,500
	三菱ロジスネクスト アメリカス社	間接 100.0	部品の供給	営業取引 産業車両・物流システム・その他の販売	35,231	売掛金	7,787
	力至優叉車（上海）有限公司	直接 100.0	当社製品の販売	引当金の繰入(注)2	590	関係会社事業 損失引当金	1,479

(注) 1.取引条件及び取引条件の決定方針等

フォークリフト・物流システム等の販売については、市場価格、総原価を勘案して取引価格を設定し、その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の取引先と同様の条件によっております。

2.力至優叉車（上海）有限公司の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(3) 兄弟会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取 引 内 容	取引金額	科 目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	MHIフィナンシャル(株)	-	資金の借入	借入及び返済	6,100	短期借入金	5,899

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

親会社が運営するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）における取引のため、資金の借入と返済に関する取引金額は純額で記載しております。また、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	504円74銭
1株当たり当期純利益	12円52銭

11. 追加情報

(固定資産の譲渡)

当社は、2024年3月21日開催の取締役会において、当社が所有する固定資産の譲渡を決議いたしました。概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡の理由

経営資源の有効活用による資産効率の向上を図るためです。

(2) 譲渡資産の概要

譲渡契約日 : 2024年3月28日

対象資産の種類（現況） : 土地及び建物

対象資産の所在地 : 京都府長岡京市勝竜寺

譲渡日 : 2024年4月12日

譲渡価格及び譲渡の相手先：譲渡先との取り決めにより、公表は控えます。なお、譲渡先と当社との間には記載すべき資本関係、人的関係、取引関係はありません。また、関連当事者取引にも該当しません。

(3) 損益に与える影響

当該固定資産の譲渡に伴い、翌事業年度において約57億円の固定資産売却益を特別利益として計上する予定です。